

(以下、SAFE「基準の枠組み」における貨物申告関連部分の抜粋（仮訳）)

3. ピラー 1 税関相互の協力

3. 1. 税関間の基準

3. 2. 基準実施にかかる技術的事項

基準 1 – 統合されたサプライチェーン管理

統合されたサプライチェーン管理に関するWCO税関ガイドライン（ISCM ガイドライン）に概説されているように、税関当局は、統合された税関管理手続に従うべき。

1. 1. 範囲

1. 2. 一般管理手法

1. 3. データ提出

1. 3. 1 輸出物品申告

輸出者又はその代理人は、電子的な事前輸出物品申告書を、貨物が輸出に使用される運送手段又はコンテナに積み込まれる前に輸出地税関に提出しなければならない。税関は、セキュリティ目的で、事前輸出物品申告として、別紙に掲げられている以上のものを要求すべきではない。

輸出者は、運送人に対し、事前輸出物品申告書を税関に提出したことを、文書で、できれば電子的に確認しなければならない。輸出物品申告書が不完全な又は簡易な申告の場合、国内法で規定される事後の段階で、その他の目的、例えば貿易統計収集で、追加的な申告が行われなければならない場合もある。

1. 3. 2 輸入物品申告

輸入者又はその代理人は、電子的な事前輸入物品申告を、運送手段が最初の税関官署に到着する前に輸入地税関に提出しなければならない。税関は、セキュリティ目的で、別紙に掲げられている以上のものを要求すべきではない。輸入物品申告が不完全な又は簡易な申告の場合、国内法で規定される事後の段階で、その他の目的、例えば徴税計算又は貿易統計収集で、追加的な申告が行われなければならない場合もある。認定された貿易サプライチェーン（1. 4. 2 参照）は、輸出と輸入の情報の流れを、関係税関当局間で共有される輸出入双方を目的とした単一の申告に統合する可能性を提供する。

1.3.3 貨物申告

運送人又はその代理人は、電子的な事前貨物申告を輸出地及び／又は輸入地の税関に提出しなければならない。海上コンテナ貨物についての電子的な事前貨物申告は貨物／コンテナが船舶に積み込まれる前に提出されるべきである。その他の全ての運送手段と貨物については、運送手段が輸出地及び／又は輸入地の税関官署に到着する前に提出されるべきである。セキュリティ目的として、税関は別紙に掲げられているもの以上のものを要求すべきではない。

事前貨物申告の提出に続き、国内法で規定される追加的な貨物申告が行われなければならない場合がある。

1.3.4 積付計画書

税関当局は、船舶オペレーター又は運送人に、運送手段が最初の税関官署に到着する前に、電子データ交換システムを通じて事前積付計画書を輸入地税関へ提出するよう要求することができる。コンテナを輸送していない船舶は積付計画書の提出を免除される。積付計画書は海上貨物にのみ適用されるので、事前積込計画書は運送人が最後の外国の港を出港してから 48 時間以内に輸入地税関により電子データ交換システムを通じて受信されなければならない。航海が 48 時間以内であれば、積付計画書は最初の税関事務所に到着する前に提出されなければならない。

1.3.5 コンテナ状態メッセージ(CSM)

税関当局は、海上輸送について、ターミナルのコンテナの動き及びコンテナ状態の変化を報告するために、運送人にコンテナ状態メッセージ(CSM)を提出するよう要求できる。CSMは、空のコンテナを含め、輸入地にある税関官署に到着予定の全てのコンテナについて、メッセージが運送人のシステムに入力されてから 24 時間以内に要求される。運送人は、自らが作成、収集し、電子的な追跡システムに保持している場合を除き、CSMの作成、収集を要求されない。バルク及びブレイクバルク貨物については、運行者はCSMの提出を免除される。

1.3.6 「船積禁止」、「船卸禁止」通知

税関は、船積み又は船卸しができない貨物の場合には通知が発出されるシステムを確立すべきである。その通知は、リスク評価のために必要なデータの提出後、決められた時間内になされるべきである。

1.3.7 タイムリミット

物品申告及び貨物申告が輸出地又は輸入地の税関当局に提出されるべき正確な時期は、様々な運送手段に適用される地理的状況、ビジネス手続を注意深く分

析し、民間部門や関係する他の税関当局と協議した後、国内法によって規定されるべきである。税関は輸送形態にかかわらず、AEO事業者に対し簡易な手続きを提供すべきである。しかしながら、最低限の一貫性を確保するため及び特別な状況に影響されることがないように、税関は事前申告の提出については以下よりも早く要求すべきではない。

海上

- － コンテナ貨物：出港地における船積の 24 時間前
- － バルク貨物／ブレイクバルク貨物：仕向国の最初の港に到着（入港）する 24 時間前

航空

- － 短距離：航空機の離陸時
- － 長距離：仕向国の最初の空港に到着（入港）する 4 時間前

鉄道

- － 仕向国の最初の通関地に到着する 2 時間前

道路

- － 仕向国の最初の通関地に到着する 1 時間前。

1.3.8 ハイリスク貨物に係る情報交換

統合された一連の税関による管理の環の一部として、サプライチェーンに密接する税関当局は、リスク評価及び円滑な引取りを支援するために、とりわけハイリスク貨物に係る税関間におけるデータ交換を検討する。その電子伝達システムにおいては、管理結果を含む輸出取引に係る通知や対応する到着通知の交換を含み得る。

国内法は、税関が自身の目的のために収集した情報を他国の税関当局に伝達可能とする規定を含まなければならない。そうでない場合には、そのような規定が策定され、施行されなければならない。税関情報の収集及び伝達に係る国内法制定のためのガイドラインは、当該規定を策定するための基礎として使用され得る。加えて、ヨハネスブルグ条約やモデル二国間協定といった既存のWCOツールは、ハイリスク貨物にかかる情報交換の論拠として用い得る。

1.3.9 WCOデータモデル

税関当局は、自身のITシステムを、相互利用可能で、オープンスタンダードを基本とすべきである。このために、税関は、輸出入手続を完了するための最大限のデータセットを規定するWCOデータモデルを利用すべきである。データモデルは、関連する貨物及び物品申告に対する電子メッセージのフォーマットも規定している。WCOデータモデルは、セキュリティ目的の事前情報として要求され得るとして別紙に掲げられている全てのデータエレメントを含んでいる。

1.3.10 シングルウィンドウ

政府は、シングルウィンドウのコンセプトである国際貿易データの継ぎ目のない伝達を促進し、国内及び国際双方のレベルでのリスク情報交換のため、税関及びその他の国際貿易に関わる政府機関間における協力取極めを策定すべきである。これにより、貿易関係者は必要な情報を一元的な窓口となる当局（できれば税関）に電子的に一度で提出することが可能になる。この観点から、税関は、例えばインボイスや注文書のような商用文書を輸出入申告書として活用することなどにより、国際的なサプライチェーンにおける商業手続と情報の流れの緊密な統合を追求すべきである。

1.3.1.1 協調国境管理

同様に、政府は、国際貿易に関係する省庁間での協力取極めを策定すべきである。また政府は、国境管理機能の調和を最大化するため、近隣国の国境管理当局と協働すべきである。そのような協力取極めの実施により、国内及び国際協力、調整、国際標準の採用といった国境管理に係る問題に対処できる。更に統合された国境管理は、安全なサプライチェーンを通じた貿易円滑化をもたらす。税関当局支援のため、WCOは協調国境管理にかかる指針を策定した。

番号	WCO 認識番号	名 前	説 明	輸 出 入 物 品 申 告	貨 物 申 告	積 付 計 画 書	コンテナー状 態メッセージ
1 a	R 0 3 2	輸出者、 コード	輸出申告を行う又はその者の代理で申告を行う、申告が受理される段階でその物品の所有者であり又はそれらに対して同様の処分権を有している者の氏名、住所を特定。	×			
1 b	R 0 3 1	輸 出 者 名	輸出申告を行う又はその者の代理で申告を行う、申告が受理される段階でその物品の所有者であり又はそれらに対して同様の処分権を有している者の氏名〔及び住所〕。	×			
2 a	R 0 2 1	荷送人、 コード	運送依頼者による運送契約に規定されている、物品を送る者を特定。	×			
2 b	R 0 2 0	荷 送 人 名	運送依頼者による運送契約に規定されている、物品を送る者の氏名〔及び住所〕。	×			
3 a	R 0 1 2	運 送 人 識別	指定地点間の物品の運送を行う者を特定	×	×	×	
3 b	R 0 1 1	運 送 人 名	指定地点間の物品運送を行う者の名前〔及び住所〕	×	×	×	
4 a	R 0 3 8	輸入者、 コード	輸入申告を行う者又は輸入申告を行うその者の代理の通関業者やその他の認定された者を特定。これは物品の所有者又は物品が送られる者を含む。	×			
4 b	R 0 3 7	輸 入 者 名	輸入申告を行う者又は輸入申告を行うその者の代理の通関業者やその他の認定された者の氏名〔及び住所〕。これは物品の所有者又は物品が送られる者を含む。	×			
5 a	R 0 1 5	荷受人、 コード	物品が送られる者の識別。	×			
5 b	R 0 1 4	荷 受 人 名	物品が送られる者の氏名〔及び住所〕。	×			
6 a	R 0 4 6	通知先、 コード	通知されるべき者の特定。	×			

6 b	R 0 4 5	通 知 先 (コ ー ド が な い 場 合)	通知されるべき者の氏名〔及び住所〕。	×			
7	R 0 2 7	配送先	物品が配送されるべき者の氏名及び住所。国内法又は国内要求事項によって求められる、住所、地域及び／又は国名。	×			
8	0 6 4	経由国、 コード	仕出国から最終目的地までの間に、物品又は乗客が通過した国の特定	×	×		
9 a	R 0 0 4	代理人、 コード	他者を代行する権限を有する者の特定。	×			
9 b	R 0 0 3	代 理 人 名	他者を代行する権限を有する者の氏名〔及び住所〕。	×			
1 0 a	1 4 5*	商 品 分 類	基準設定機関による商品の非商業的な分類。	×		×	
1 0 b	1 3 7	品名	税関、植物衛生、統計、運送目的のような国境を越えて調整するための特定に十分な、物品の性質の平易な説明。	×			
1 1	1 4 5*	商 品 分 類 (危 険 物 識 別 コード、 適 用 可 能 な 場 合)	基準設定機関による商品の非商業的な分類。	×			
1 2 a	1 4 1	貨 物 の 形状	商品の包装の形状を特定するコード。	×			
1 2 b	1 4 4	梱 包 の 数	包装を解かない限り分割することが出来ないように包装されている商品の個数。	×			
1 3	1 3 1	総重量	包装を含み、申告のための運送人の機器を除く物品の総重量。	×			
1 4 a	1 5 9	運 送 機 器 識 別 番号	運送機器、例えばULDを特定するマーク（文字及び／又は数字）	×	×	×	×
1 4 b	1 5 2	機 器 サ イ ズ 及 び 型 識 別	特性を特定するコード、すなわち、運送機器のサイズや形状	×	×	×	

15	165	シール 番号	運送機器に取り付けられたシールの識別番号。	×	×		
16	109 / 135	全仕入 書額(含 通貨、コ ード)	一つの申告書で申告された全ての仕入書の金額の総計。	×			
17	016	単一貨 物識別 番号	輸出入される物品に割当てられた単一番号	×	×		
18a	R010	買手、コ ード	商品やサービスを売られる者の特定。	×			
18b	R009	買手名	商品やサービスを売られる者の氏名〔及び住所〕。	×			
19a	R051	売手、コ ード	商品やサービスを買手に売る者の特定。	×			
19b	R050	売手名	商品やサービスを買手に売る者の氏名〔及び住所〕。	×			
20a	R042	製造者	物品を製造する者の氏名〔及び住所〕。	×			
20b	R043	製造者、 コード	物品を製造する者の特定。	×			
21a	R024	積荷業 者	実際に物品を輸送車両に積み込む者の氏名〔及び住所〕。	×			
21b	R025	積荷業 者、コード	実際に物品を輸送車両に積み込む者の特定。	×			
22a	R018	混載業 者名	個々の小さな委託貨物を、混載された委託貨物をそれぞれの貨物に分けることで混載業者の活動を反映する相手に送られる一つの大きな輸送貨物に積み込む貨物運送フォワーダーの氏名〔及び住所〕。	×			
22b	R019	混載業 者、コード	個々の小さな委託貨物を、混載された委託貨物をそれぞれの貨物に分けることで混載業者の活動を反映する相手に送られる一つの大きな輸送貨物に積み込む貨物運送フォワーダーの特定。	×			
23	063	原産国、 コード	他の貿易関連規定、量的制限又は関税の適用のために規定された基準に従い、物品が製造又は生産された国を特定。	×			

2 4 a	L 0 1 0	積出地、 コード	物品が運送手段に積み込まれた 海港、空港、貨物ターミナル、鉄 道駅又はその他の場所を特定		×	×	
2 4 b	L 0 0 9	積出地	物品が運送手段に積み込まれた 海港、空港、貨物ターミナル、鉄 道駅又はその他の場所の名前		×	×	
2 5 a	1 6 0	税 関 領 域 に 出 入 す る 際 の 運 送 手 段	越境の際に使用された運送手段 を特定する名称		×	×	×
2 5 b	T 0 1 4	税 関 領 域 に 出 入 す る 際 の 運 送 手 段 の 国 籍、 コード	越境の際に使用された運送手段 の国籍コード		×		×
2 6	1 4 9	運 送 参 照 番 号	運送手段の航路を特定、例えば航 海番号、フライト番号、トリップ 番号		×	×	
2 7	0 9 8	運 送 料 支 払 方 法、コー ド	運送費支払い手段を特定するコ ード		×		
2 8	G 0 0 5	仕 出 地 税 関 官 署、コー ド	物品が出発又は出発する予定で ある税関領域を管理する税関官 署を特定		×		
2 9	0 8 5	第 一 到 着 港、コ ード	最初の到着地を特定。海港、空港、 陸上国境ポスト		×		
3 0	1 7 2	税 関 領 域 第 一 到 着 港 到 着 予 定 日 時、 コード	最初の到着空港、陸上国境ポスト 及び海港における運送手段の到 着の日時／予定日時のコード		×		
3 1	1 3 8	貨 物 簡 易 説 明	一般名称のみによる、運送手段の 貨物の平易な説明		×		

3 2	R 0 4 4	コンテナオペレーター、コード	コンテナなどの輸送機器を管理、操作、又は所有する者を特定。			×	
3 3	L 0 4 1	積込場所、コード	輸送機関での機器の場所			×	
3 4	3 3 7	商品分類の種類	関税率表、輸出管理分類コード、UNDGコードリスト、国際動物命名規約などの商品分類の説明をするもの			×	
3 5 a	L 0 1 2	荷卸地	物品が運送手段から荷卸しされた海港、空港、貨物ターミナル、鉄道駅又はその他の場所の名前			×	
3 5 b	L 0 1 3	荷卸地、コード	物品が運送手段から荷卸しされた海港、空港、貨物ターミナル、鉄道駅又はその他の場所を特定			×	
3 6	3 5 1	コンテナ状態コード	コンテナの状態を示すコード				×
3 7	3 8 0	状態の日時	指定された状態が有効になる日時				×
3 8	1 5 4	輸送機器への積込状態	輸送機器への積載量を示すコード				×
3 9	多数	行事が行われる場所	UNEDIFACTコードリスト8249				×

注1：コードデータが利用できなければ、データのテキスト版を提供できる。

注2：データ145（商品分類）はデータ337（関税率表、輸出管理分類コード、UNDGコードリスト、国際動物命名規約などの説明をするものである商品分類の種類）と共に提出されることを要求されている。

データ337

UNEDIFACTコードで使用されている10番のレポート：HS：WCOによって開発され維持されているHSを背景として作られ、又はその一部である品目番号

UNEDIFACTコードで使用されている11番のレポート：SSO国連危険物リスト：危険物を特定及び分類するために使用されている国連コード

注3：積付計画書及びコンテナ状態メッセージは任意である。積付計画書の電子的提出は利害関係者との協議を通じて実用的で適切だと判断されたその他の認定されたフォーマット又は電子メールによって送られた表計算を使用して作成される。コンテナ状態メッセージは運送人のオペレーティングシステム及び運送人により使用されているフォームが利用できる時のみ提供される。

注4：積付計画書及びコンテナ状態メッセージのデータは海上貨物についてのみ。

コンテナ状態メッセージに要求されている事項			
	U N E D I F A C Tコードリスト 8 2 4 9		
	コード	機器の状態	説明
1	1 8	予約確認	運送機器の予約確認の通知
2	1 9	ターミナルゲートでの検査	運送機器がターミナルゲートで検査を受けた通知
3 a	2 0	荷卸場所への到着	運送機器が荷卸場所へ到着した通知
3 b	2 1	積込場所からの出発	運送機器が積込場所から出発した通知
4 a	2 2	積込	運送機器が積み込まれた通知
4 b	2 3	荷卸	運送機器が荷卸された通知
5 a	2 0	荷卸場所への到着	運送機器が荷卸場所へ到着した通知
5 b	2 1	積込場所からの出発	運送機器が積込場所から出発した通知
6	2 4	ターミナル内の動き	運送機器がターミナル内にある通知
7 a	2 5	積込命令	運送機器が積み込まれるように命令された通知
7 b	2 6	荷卸命令	運送機器が荷卸するように命令された通知
8 a	2 7	積込確認	運送機器の積込が確認された通知
8 b	2 8	荷卸確認	運送機器の荷卸が確認された通知
9	2 9	重大な修理のため発送	運送機器が重大の修理のため発送された通知